



自動車リサイクル法 フロン類回収業の新規・更新登録申請の手引き

平成27年4月1日作成
令和8年4月1日改正

1 はじめに

・この手引きは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下、「自動車リサイクル法」という)フロン類回収業の登録申請用です。

・この手引きは、令和8年4月現在の法令に基づいたものです。法改正や環境省通知などにより、内容に変更が生ずる場合がありますので、申請手続きの前にはあらかじめご確認ください。

・新規で登録申請を行う方は、申請前に次の資料を必ず確認して下さい。

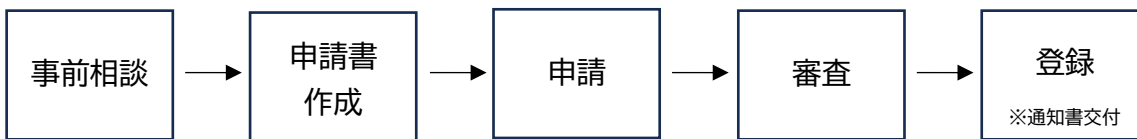
「フロン類回収業を行うにあたって」

(<https://www.pref.miyagi.jp/documents/12098/02furon-okonaunitette.pdf>)

「フロン類回収業に係る廃棄物処理基準について」

(https://www.pref.miyagi.jp/documents/12098/96364_2.pdf)

<登録申請から登録通知書交付までの流れ>



・申請を行う前に、P.3記載の「3 申請にあたっての注意事項」を確認して下さい。

・相談及び来庁での申請の際は、事前に窓口へ電話予約をお願いします(連絡先はP.5、6)。

・以下の事項に該当している場合は、フロン類回収業を行うことができません。フロン類回収業の登録申請、更新の登録申請及び変更届出時には、以下の項目に該当しないことを誓約書で提出いただきます。

- 1 精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ない者
- 2 自動車リサイクル法(以下「法」という。)、フロン類法若しくは廃棄物処理法 又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第58条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが法第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 法第58条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から5までのいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうち上記の1から5までのいずれかに該当する者があるもの

2 申請に必要なもの

・下記(1)、(2)の書類一式2部及び(3)の申請手数料をご準備ください(提出用正本1部、申請者控え副本1部)。

・申請書様式や添付書類は、宮城県のウェブサイトからダウンロードできます。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/kaisai.html>

(1)申請書類 … 様式第三(第50条関係)

(2)添付書類 … ①～④

添付書類		具体例、注意事項等
①誓約書(申請者が自動車リサイクル法第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面)		<ul style="list-style-type: none"> ・要領様式第1を使用してください ・日付を記入してください
②フロン類の回収の用に供する設備の所有権を有することを証する書類		<ul style="list-style-type: none"> ・購入契約書の写し ・領収書の写し ・納品書の写し ・販売証明書の写し 等 <p><所有権を有しない場合> 上記書類に加え、使用権原を有することを証する書類を添付して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借用契約書の写し ・使用承諾書の写し 等
③フロン類回収設備の種類及びその能力を説明する書類		<ul style="list-style-type: none"> ・取扱説明書の写し ・仕様書の写し ・商品カタログの写し 等
④申請者に関する書類	<法人の場合> 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の原本	<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から3ヶ月以内のもの
	<個人の場合> 申請者の住民票の写しの原本(本籍地記載のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が未成年である場合は、法定代理人についての左記の書類 ・外国人においては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等の記載があるもの ・発行日から3ヶ月以内のもの

(3)申請手数料 …5,200円(新規・更新とも同額)

【納付方法】

申請手数料は、セルフレジ又電子申請サービスで納付していただきます。

(参考)宮城県ホームページ「宮城県への手数料等の支払方法について」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/cashless.html>

(4)申請方法等

以下の①、②のいずれかの方法で申請してください。

①オンライン決済を利用する場合の申請

- ・宮城県 フロン回収業登録又は更新申請フォーム(外部サイトへリンク)から申請し、手数料決済の後、下記のとおり申請書類一式(正本)を申請窓口に郵送または持参^{注意}してください。
- ・申請日は発送日ではなく、到着日となります。そのため、申請書(様式第三)への日付は記載しないでください。
※誓約書等の添付書類については、書類を作成した日付を記載してください。
- ・副本の返送を希望される場合には、申請書(様式第三)の写し及び送付先を記入した、切手を貼付けた角 2 型封筒かレターパックを追加提出してください。

②宮城県手数料セルフレジを利用する場合の申請

- ・上記オンライン申請と同様の申請書類に加え、申請手数料分のセルフレジから発行される「レシート(提出用)」を申請窓口に書留郵便で郵送又は持参^{注意}してください。

注意書類を持参する場合は予約制です

- ・申請窓口に連絡し、必ず来庁日時を予約してから申請書一式(正副2部)と申請手数料を持参してください。
(手数料についてオンライン決済又はセルフレジでお支払い済みの方は、不要です)

3 申請にあたっての注意事項

- ・更新申請は、有効期間満了日の30日前から受付可能です。申請書類に不備があった場合、提出当日に受理できないことがありますので、申請は登録有効期間中に余裕を持って行うようにして下さい。
- ・閉庁日は申請書を受け付けできません。閉庁日に郵送いただいた申請書は、翌営業日の受け取りとなります。登録期限日が閉庁日と重なる場合などは直前の開庁日までに届くよう余裕をもって発送してください。
- ・どの申請方法でも、申請手数料が不足している場合は受付できません。
- ・一度納付された申請手数料は、登録の拒否や申請取下げの場合でも返還できません。

4 審査

- ・申請書類の提出の際には、提出書類の記入漏れや添付書類の不足の有無等に関して簡単な予備審査を行います。
- ・受理した申請書類の審査過程で、追加書類の提出を依頼することがあります。

5 登録通知書の交付

- ・登録通知書は、申請書類を受理した窓口にて交付します。(更新の場合は旧登録通知書返納後に新登録通知書を交付します。)
- ・郵送で交付を受けたい方は、あらかじめ窓口に送付先を記入した、特定記録又は簡易書留分の切手を貼付けた角 2 型封筒かレターパックを提出してください。

6 登録後の手続(自動車リサイクルシステム関連)

- ・登録通知書を受け取った後、実際にフロン類回収業を開始するためには、**別途自動車リサイクルシステムに登録する必要があります(登録申請先は宮城県ではありません)**。
- ・下記のウェブサイト等を確認し、登録手続を速やかに行ってください。新規で登録通知書を受け取った方は、当該システムに新規登録してください。

<参考:自動車リサイクルシステム関連ウェブサイト>

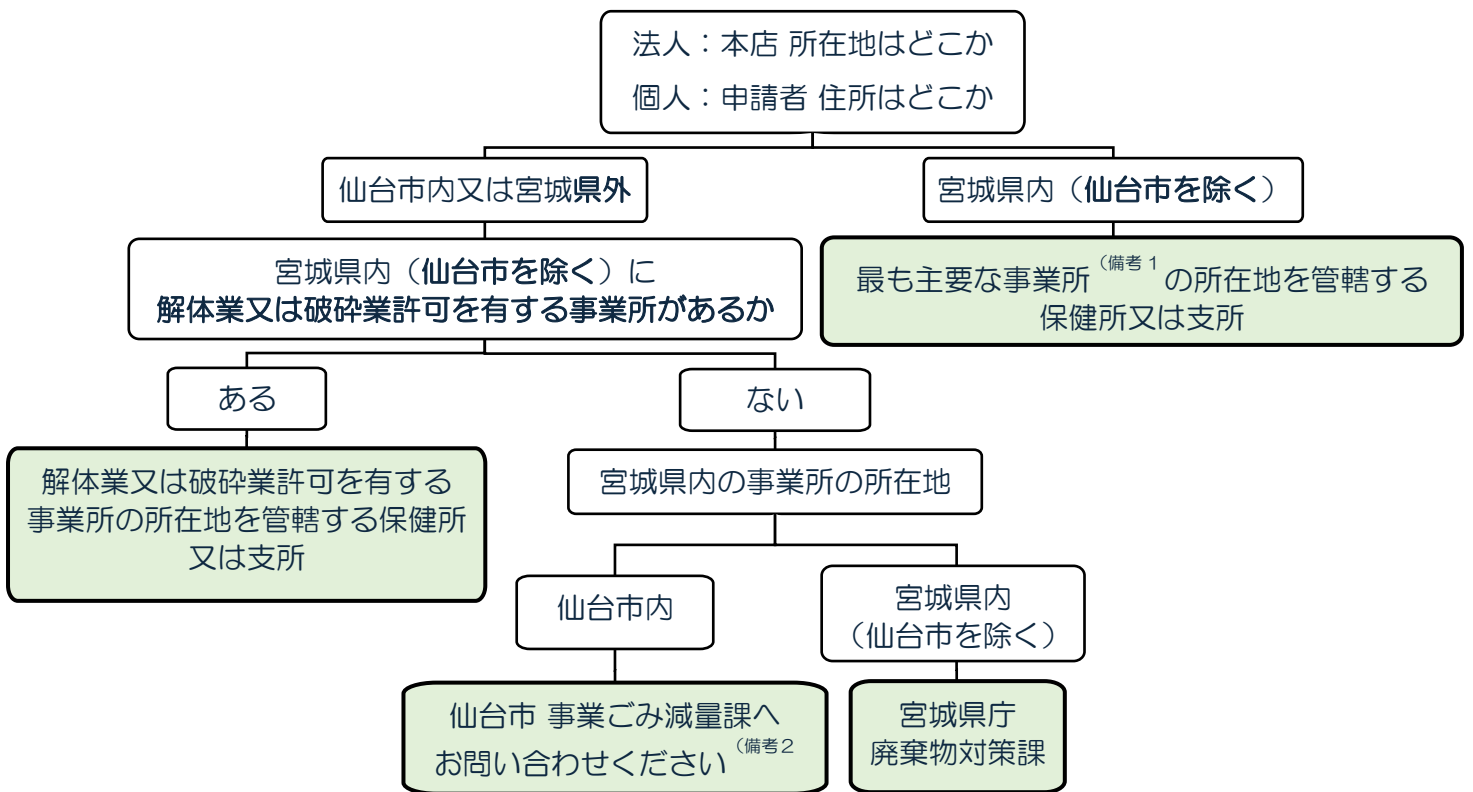
運営主体:公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
一般社団法人 自動車再資源化協力機構

- トップページ(<http://www.jars.gr.jp/>)
- よくあるご質問 1-(2) 自動車リサイクルシステムへの登録
 - ・なぜ自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要なのですか？
(<http://www.jars.gr.jp/knowledge/faq/post/?id=070009782>)
 - ・自動車リサイクルシステムへの事業者登録はどのように行うのですか？
(<http://www.jars.gr.jp/knowledge/faq/post/?id=070021802>)
- 自動車リサイクル業務を新しく担当される方へ
(<http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg0160.html>)

自動車リサイクルシステム

検索





備考1)最も主要な事業所については、各事業所の規模等を考慮し次のとおりです。

- ①県内(仙台市を除く)に解体業又は破砕業許可を有する場合
 - ・業許可の考え方に準じた事業所(解体等事業所)
- ②解体業又は破砕業許可を有しない場合
 - ・本店のある事業所
 - ・事業者が主たる事業所として申し出た事業所(要相談)
 - ※本店所在地にかかわらず、お申出いただいた事業所の所在地を管轄する保健所又は支所へ申請できる場合もあります。

備考2)仙台市内に事業所がある場合は、仙台市にも登録が必要です。

例)仙台市内に1事業所、白石市に1事業所の場合：仙台市及び宮城県の登録が両方必要です。

8 宮城県自動車リサイクル法行政関係機関一覧

機関名	住所	電話番号	管轄地域
仙南保健所 環境廃棄物班	〒989-1243 大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224- 53- 3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、村田町、 柴田町、川崎町、丸森町
塩釜保健所 環境廃棄物班	〒985-0003 塩竈市北浜 4-8-15	022- 363- 5506	塩竈市、多賀城市、富谷市、 松島町、七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村
塩釜保健所岩沼支所 環境廃棄物班	〒989-2432 岩沼市中央 3-1-18	0223- 22- 6295	名取市、岩沼市、亶理町、 山元町
大崎保健所 環境廃棄物班	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229- 87- 8002	大崎市、栗原市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
石巻保健所 環境廃棄物班	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎内)	0225- 95- 1418	石巻市、登米市、東松島市、 女川町
気仙沼保健所 環境廃棄物班	〒988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3	0226- 22- 5127	気仙沼市、南三陸町
宮城県環境生活部 廃棄物対策課 施設班	〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1	022- 211- 2648	仙台市内又は県外に ・住所のある個人 ・本店所在地がある法人

【仙台市内に事業所がある方】

仙台市内に事業所がある場合は、仙台市にも登録が必要ですのでご注意ください。

お問合せ先: 仙台市環境局廃棄物事業部 事業ごみ減量課 電話番号 022-214-8356